

出産に関する費用に係る消費税の課税誤りについて

藤沢市民病院では、平成3年の消費税法改正により非課税扱いとされている出産に関する費用を一部課税扱いとして処理していたため、消費税を誤って徴収していたことが判明いたしました。

患者さんやご家族をはじめ、ご迷惑をおかけした皆様に深くお詫び申し上げますとともに、対象の方に返金の手続きを行うものです。

詳細につきましては、下記の資料をご覧ください。

1. 経緯・原因

他の医療機関において出産に関する費用に係る消費税の課税誤りの公表があり、本年2月に当院の状況を調査した結果、同様の課税誤りが判明しました。平成3年の消費税法改正に際し、医事会計システムで誤って課税扱いとして計算し、消費税を徴収していたものです。

2. 課税扱いとしていた費用

- (1) 妊娠しているか否かの自費検査
- (2) 新生児の入院に係る自費検査・日常生活品等
- (3) 出産後の自費の乳房マッサージ

3. 返金の対象者等

- (1) 対象者数 約 3,200人
- (2) 対象となる期間 平成24年2月～令和4年2月
- (3) 過誤徴収した消費税額 約 80万円（遅延損害金を除く）

4. 今後の対応

- (1) 医事会計システムを修正し、令和4年3月以降の請求については、正しい請求を行っております。
- (2) 対象者の方には、金額が確定次第、速やかにお詫びと返金のご案内を送付し、返金の手続きを進めてまいります。
- (3) 法令改正等の際には、関係機関と十分に連携し、不明確な部分は必ず照会等を行うなど確認作業を徹底し、再発防止を図ってまいります。

【お問い合わせ窓口】

藤沢市民病院 医事課

受付時間：8時30分から17時15分（土日祝日除く）

電話番号：0466-25-3111

FAX : 0466-23-7323